琴原ブルーベリー農園組合規約（案）

（名称）

第１条　組合名称は、琴原ブルーベリー農園組合(農地地籍：飯田市川路1671-2)という。

（目的）

第２条　この組合は、川路琴原地区にあるブルーベリー農園のブルーベリーが順調に生育して収

穫できるようになるために、組合員全員が栽培技術を理解し、栽培記録を残し栽培手順等を明確にしながら活動することを目的とする。

（組合員の構成）

第３条　この組合は、別途付図1に記載するブルーベリーを栽培する組合員によって構成される。

（役員の選出）

第4条　下記に定める役員を選出する。

1. 組合長　1名　　　　第３条に定める組合員から選出する
2. 副組合長　1名　　　第３条に定める組合員から選出する。
3. 監事　1名

（役員の任期）

第５条　役員の任期は1年とする。開始は4月1日とし、終了は3月31日とする。

尚、役員（組合長、副組合長）は順番で行い、全員が関わることとする。

（職務）

第6条　組合長は、この組合を代表し、第７条に定める活動を円滑に進める。

副組合長は、組合長を補佐し、会計を兼ねる。

監事は、活動と会費の収支について確認し、総会で報告する。

（事業内容）

第７条　この組合は、ブルーベリー栽培に関する下記の事業とする。

1. 栽培のために、農園全体で必要になる事業。
2. 害虫等の駆除のために、農園全体で必要になる事業。
3. 農園周囲の除草等の管理作業
4. 組合員同士と第13条で定める栽培支援者との親睦を計るための事業
5. 作業記録を残すための事務管理と、総会の議案書作成

詳細は別途付図２に定める内容とする。

（総会）

第8条　総会を任期終了後1か月以内に行う。総会は組会員の半数以上の出席で成立とする。総会を欠席する場合は委任状を提出する。尚、第13条で定める栽培支援者は総会に出席可能とする。

（総会の議決）

第9条　委任状を含め出席組合員の半数以上で可決とする。栽培支援者は議決権無しとする。

（総会での議決及び確認事項）

第10条　下記に定める項目について議決及び確認をする。

（１） 役員と栽培支援者の承認

（２） 前年度の事業承認

（３） 前年度の会計決算承認

（４） 次年度の事業承認

（５） 次年度の会計予算承認

（６） 年会費は次年度の会計予算の中で承認

（７） その他必要となる事項の承認

（８） 総会での確認事項

①　第３条の付図1組合員名簿　②第７条の付図２役員の作業と個人の作業　③第１２条の付図3組合の備品　④ブルーベリー植栽表　は確認事項とする。

（会費）

第11条　栽培用器具等の新規購入に備え、年会費の変更で対応しこれを総会で決定する。

（備品）

第12条　この組合の備品は、別途付図3に定める物とする。

（栽培技術の支援等）

第13条　栽培技術及び栽培用器具に関する支援が必要な場合は、NPO法人飯田ブルーベリー振興会等に依頼することができる。ここで栽培支援する者を栽培支援者という。

　尚、組合員はNPO法人飯田ブルーベリー振興会の会員であるため、そこでの教室に積極的に参加して栽培技術を習得する。

（農地の賃貸借）

第14条　ここでのブルーベリー栽培農地は、賃借人清水實（住所：飯田市川路1843-1）と賃貸人清水一博が土地賃貸借契約を結んでいる。借地代は年間￥3,800であるため、年会費からこの借地代を清水實に渡して、清水實が清水一博に支払う。尚、賃貸借期間は、令和3年１月１日から１０年間であり、希望によって更新は可能となっている。

附則

この組合の設立当初の年会費は￥2,000とし、活動に応じて変更となる。

この規約は令和６年4月1日から適用する。